

盛岡地方振興局長告示第 31 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 19 年 4 月 3 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第 5 地割 15 番 65、15 番 66、15 番 67、15 番 68、20 番 100、20 番 101、20 番 102、20 番 103、20 番 105、27 番 1、27 番 2、27 番 5、28 番 1、80 番 11、82 番 17、82 番 18、104 番 18、104 番 20、104 番 21、172 番 19、172 番 21、172 番 23、172 番 24、178 番 19、178 番 20 及び 178 番 21 並びに大字南矢幅第 6 地割 99 番 67
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市津志田中央二丁目 8 番 31 号 ミネルバ開発株式会社